

第2回 岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 議事録

日 時：令和3年9月13日(月)10:00～11:30

場 所：岬町役場 3F 第2委員会室

出席者：

敬称略。五十音順

氏名	所属	役職等
大塚 英生	南海電気鉄道株式会社	まち共創本部企画部課長
岡田 和美	公募委員	
奥島 浩	関西電力送配電株式会社	大阪支社大阪南総務部マネジャー
川端 修	岬町自治区長連合会	会長
川端 卓	株式会社池田泉州銀行	岬町支店支店長
小畑 信行	岸和田人権擁護委員協議会	岬町地区委員
○下村 泰彦	大阪府立大学大学院	現代システム科学域教授
竹内 邦博	岬町商工会	会長
辻下 謙二	岬町社会福祉協議会	会長
原田 善弘	連合大阪泉南地区協議会	事務局長
和田 輝	株式会社ジェイコムウエスト	りんくう局局长

○ 本会議会長

1 開会

事務局：第2回岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を開会します。

<配布資料確認>

議事次第

資料1 岬町まちづくり総合戦略会議設置要綱

資料2 岬町過疎地域持続的発展計画の概要

資料3 過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業【例】

資料4 岬町過疎地域持続的発展計画(案)

参考1 岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿

参考2 大阪府過疎地域持続的発展方針

<委員出席状況の確認>

本日の出席委員は、委員総数16名に対し、11名の出席となっており、本日の会議が成立していることを報告します。

会長：本会議は、総合戦略を推進していくうえで非常に重要な会議です。皆さんから忌憚

のないご意見を頂戴して、将来の岬町のまちづくりについて検討していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

<会議の公開について>

会長：議事に先立って、会議の公開について事務局に説明を求めます。;

事務局：町情報公開条例に基づき、会議は原則として公開とされています。ただし例外として、個人や法人等に関する情報など条例で定められた事項に該当する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障があると予想される場合は非公開とすることができます。公開の場合は、会議での発言や議事録について、後日公開されることとなります。

会長：会議の公開については、特段の事由もないと判断されますので、公開するということがよいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：本会議は原則公開とします。なお非公開とすべき案件が生じたときには、会議を非公開とすることについてお諮りします。それでは公開として会議を進めます。

事務局：本日の傍聴の申し出はありませんでした。

会長：本日は傍聴者なしということで、このまま会議を進めます。

2 議事

(1) 委員紹介

会長：本日の会議を開催するにあたり、委員の変更があると事務局から報告がありました。出席委員の皆さんに簡単な自己紹介をお願いします。

<出席委員自己紹介>

<事務局自己紹介>

(2) 岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の要綱改正について

会長：岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の要綱改正について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明：資料1 岬町まちづくり総合戦略会議設置要綱>

要綱の改正点

- ① 会議名称を「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」から「岬町まちづくり総合戦略会議」に改正。
- ② 会議の設置目的について、本町が過疎地域に指定されたことを受けて、本会議で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」だけでなく、過疎地域としての新たな視点を加え、今後まちづくりに関して幅広く議論ができるように改正する。

- ③ 所管事務について「(3) 前2号に掲げるもののほか、本町の新たなまちづくりを推進するために必要な事項」に改正する。

会長：岬町が過疎地域に指定されたことに伴い、要綱を改正するという点について、提案がありました。後に説明があると思いますが、過疎については、それほど心配することはないようです。この会議を、より幅広くまちづくりについて意見をいただく場としての会議に変更していく趣旨だと思います。何かご意見はありますか。

特に異議はないようですので、要綱改正については承認することにします。

(3) 過疎の指定にあたって

会長：過疎の指定について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明：資料2 岬町過疎地域持続的発展計画の概要>

過疎地域の指定要件は、①28%以上の人口減少、②過去3年度平均の財政力指数（町単独の財源の割合）が0.51以下、の両方を満たすことが条件となっています。新過疎法の成立とともに、岬町が過疎地域に指定された理由として、人口要件の比較年が、これまで昭和35年だったものが、昭和50年になったことで、関西電力多奈川発電所があり人口が比較的多かった時期と比較されたことで人口要件を満たしたことです。財政要件に変更はないが、平成29年度から令和元年度までの3年度平均で要件を満たしたことによるものです。

事務局補足説明：

全国で1718市町村があり、今回820市町村が過疎地域指定を受けています。比率としては47.7%が過疎の指定を受けていることとなります。そのような中で岬町は令和3年4月から指定を受けています。

会長：過疎の指定を受けたことについて、皆さんは不安に思われているかもしれませんが、過疎指定を受けることによって、何か良いことがあれば紹介してください。

事務局：次の案件の計画の説明の前段で説明します。

(4) 岬町過疎地域持続的発展計画(案)について

会長：岬町過疎地域持続的発展計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明：岬町過疎地域持続的発展計画(案)>

過疎計画と過疎債についての説明：

過疎法に基づく国の支援として、町にとって非常に有利な過疎対策事業債の発行ができています。例えば町が建物や道路を整備する事業を行うために、これまでは町債を発行し借りたお金の全額を返還するところでしたが、これを過疎債として発行すると、

7割は国から交付税として補填され、町の負担は3割となり、大幅に負担を減らすことができます。

過疎地域には過疎から脱却するための道筋を立て、過疎債発行で、どのような事業を計画的に進めるかを定めることが必要になります。過疎計画は過疎から脱却するために必要な事業を定め、そのために必要な国からの支援を受けるため、過疎脱却に向けた設計図を示すものになります。この過疎計画に事業をあげておかないと、過疎債の対象にならないため、多少煮詰まっていないものも計画にあげておき、その後やるやらないも含めた検討をすることもあります。このため事業計画に載ったものすべてを実施するわけではありません。社会情勢等様々な要因で、何を行うか実施するものが変わってきます。この事業計画も現時点での案であり、今後事業を行う際に事業計画の内容が変わることがあります。先行している千早赤阪村でも、ほぼ毎年見直しが行われています。事業計画については、時点時点で確定しますが、流動的な性格であるをご理解ください。

資料4計画(案)p20から、12の項目ごとに内容説明。

資料3過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業【例】には、過疎市町村での実施事業例を示しています。これらも参考にして、本計画での取り組みについてご意見をいただきたい。

<策定スケジュール>

会長：岬町過疎地域持続的発展計画(案)では、過疎からの脱却に向けた事業展開が挙げられています。委員の皆さんから、事業のアイデアなどご意見をいただきたい。計画はいつまでに策定するのですか。

事務局：資料3のp6に計画策定にかかる今後のスケジュールを示していますが、この会議の終了後、中身のある程度精査しパブリックコメントを実施、そのあと大阪府と協議をして、府の同意を得た後、町の12月議会に上程し、その後、国に提出する形になります。

会長：ここでいただいたご意見は、まだ計画に盛り込まれる可能性があるということだと思います。

<ハード事業・ソフト事業>

委員：p26 過疎地域持続的発展特別事業に「農とみどりの活性化構想推進事業」とありますが、「みさき公園整備事業」が入っていないのはなぜか説明を願いたい。岬町で「みさき公園整備事業」が一番関心が高く、タウンミーティングでも質問が多かったと思います。

事務局：「みさき公園整備事業」はp26「(9)観光又はレクリエーション」の項目に挙げています。過疎地域持続的発展特別事業はソフト事業の位置づけになっています。「みさき公園整備事業」はハード事業、つまり道路や箱物など公共施設の整備となりますので、過疎地域持続的発展特別事業とは分けています。

会長： 公共施設を町が整備するハード事業と、住民や事業者の活動を支援していくソフト事業に分けて事業計画にあげているということです。みさき公園は都市公園ですが、民間企業に来ていただいて事業化し運営してもらい、民間活力を生かして公園のリニューアルをしていくことを考えているようで、過疎債の対象から外しているのではないかと思います。

事務局： 過疎地域に指定されるデメリットは、言葉のマイナスイメージ的なものしかないと思います。町にとってはメリットだけだと思います。メリットとして、過疎法に基づく国の支援策を受けることができます。過疎対策事業債による支援（ハード・ソフト事業）とありますが、道路整備など公共施設整備事業といったハード事業とソフト事業に分けて事業計画にあげています。過疎地域持続的発展特別事業はソフト事業に当たりますのでこれを一覧にしています。

（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）特定の事業について、国庫補助金の補助率のかさ上げがあります。また、税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置があります。

全国の 50%近くが過疎の指定を受けている中で、今回岬町が過疎指定を受けることによって、実施する事業について国の支援を受けることができるので、うまく過疎債を活用して対策を講じていくことを考えています。5年間の計画で、事業計画にあげている事業がすべて実施できるわけではなく、国の予算枠があります。令和3年度については国の予算措置は5,000億円となっており、過疎指定された市町村に分配される。ソフト事業は1市町村に3,500万円が割り当てられるため、ほかにも過疎を脱却するために定住政策等様々な事業を実施していく必要があるが、限りある予算なので、コミュニティバスの運営費にあてることを考えています。ほかにも優先順位が上がってくれば、他の事業も実施していくために、事業計画に事業を上げておく必要があります。

事業計画は、事務局と関係各部署とでヒアリングをしながら一定の方向性を定めています。本日は、委員の皆様から、地域の持続的な発展に向けて、事業のアイデアなどのご意見があればいただきたい。

委員： 過疎対策事業債による支援のハード・ソフト事業について、地域持続的発展特別事業にあがっている事業はどれもソフト事業と理解します。ソフト事業は各市町村に一定金額が配分され、ハード事業は全国の過疎指定市町村で取り合いになるということです。今回の計画はソフト事業に特化したものなのか、それともハード面もあるのですか。

事務局： 資料4計画(案)p21では、「(4)域持続的発展特別事業」がソフト事業で「移住・定住支援事業」「奨学金返還支援事業」などをあげています。「(2)地域間交流」にあげている「コミュニティ施設等整備事業」「旧深日保育所跡地整備事業」がハード事業です。事業計画ではこのような形で分けて記載しています。

ハード事業については、道路整備や施設整備など、大きな金額になるので、現在想定されるハード整備事業について、それぞれの項目に分けてあげています。

<過疎地域持続的発展計画にあげる事業・計画推進体制>

会長：過疎地域持続的発展計画案は、項目ごとに地域持続的発展特別事業を中心に掲げられているように見えます。「コミュニティバス運行事業」の話もありましたが、過疎債を充てられるように、幅広く事業をあげているということだと理解しています。

①その時に、総合計画とそのアクションプランとしての推進計画から抜粋した項目なのか、過疎計画に伴って新たに出てきた事業計画なのか。これがまず一点です。

②もう一点は、次の町の将来に向けた事業、例えばほかでやっているような数か月間無料で居住していただく定住支援事業で定住を促進する。また個人ではなく企業について、起業支援や、ワーケーションやリモートワークを推進していく形での提案といった事業によって、将来定住人口が増えていくようにすることが必要ではないか。一回投資したことによって、それがどんどん膨らんで事業が回っていくような仕掛けを盛り込んでおいたほうが良いような気がします。

③もう一つは、この事業計画を実際に推進していくために、庁内担当課の連絡会議のような体制を設けるなど運営体制、実施体制を、最後のとりまとめとして、過疎に対して取り組む意思表示として示しておいてはどうかと思います。

事務局：①総合計画との関係について、過疎地域持続的発展計画では、「第5次岬町総合計画を基本として、地域の持続的発展の基本方針を定め、行政だけでなく、住民、事業者等が一体となって、施策を進めます。」としています。過疎計画の中には本年3月に策定した第5次岬町総合計画のまちづくりの基本方針(将来像・4つの基本方針・6つの目標)を示しています。同じく本年3月に策定した第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも人口減少に対する取り組みやにぎわいを取り戻す事業を掲げています。過疎計画は、この総合計画と総合戦略を踏まえて、連携しながら関連する事業を取り入れながら計画を策定するという事で、12の分野ごとに課題と対策、事業計画をまとめています。

②コミュニティバスだけではなく、移住定住施策もということでは、実施すべき施策の「1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」事業計画の過疎地域持続的発展特別事業に「移住・定住支援事業」として、総合計画・総合戦略に盛り込まれている「出産祝金、結婚新生活支援、新築・中古住宅購入支援、賃貸住宅家賃支援、テレワーク環境整備、地域おこし協力隊事業等を行う。」ことを盛り込んでいます。このほか町では観光の事業が、人口減少に歯止めをかけ、街ににぎわいを取り戻すためには大きいので、「2産業の振興」に観光振興の事業を盛り込んでいます。

③この過疎計画を進めるうえで、庁内検討会議を設置してはどうかということですが、PDCA サイクルでの評価や実施組織を明記してはということだと思います。事業計画を作る当たり、担当課や財政部局とのヒアリングを行っており、過疎債で事業化するにあたっては、これから細かい詰めが必要になります。計画の書きぶりについては、国のひな型があり、よその計画も参考にしながら考えたいと思います。

会長：総合計画では、基本構想・基本計画だけでなく実施計画（事業）までしっかりとしたストーリーでつくられていると思います。総合計画のすべてではないが、人口・にぎわいづくりに向けてのアクション計画が、まち・ひと・しごと創生総合戦略といえます。そういうしっかりとした総合計画・総合戦略から、過疎計画の項目に対応するように事業を割り振り、位置付けたのか、それとも過疎計画で出てきた何か新たなものがあるのかを確認したかったので質問した。この過疎計画案を否定するものではありません。

最後に推進体制の章を設けるかどうかは、事務局にお任せします。過疎に対して事業計画を頑張るということを、体制を整え、PDCA 評価で次の展開を考えることを入れておいたら、国も安心して事業も採択されやすいのではと思います。これは町の計画ですが、町が音頭を取って、実際に事業を進めるには事業者や住民の協力なしには進められないので、そういうことも書いてはどうか。

<防災について>

委員：この過疎計画には、「防災」という言葉が出てこないのはどうしてか。

事務局：過疎計画では、防災面は、市町村が義務として行うものであり、過疎対策で行うものではない。防災対策で過疎から脱却するのではなく、過疎であってもなくても、市町村が義務として行うものなので、防災面は過疎計画には入らないという説明を受けています。

<8050 問題>

委員：学校教育の対策に「不登校児童・生徒を支援することを目的に、適応指導教室を設置し、自立するための支援を行います。」とあるが、引きこもりについては、こういう考えは持っているのですか。というのは、「8050 問題」が大きな社会問題になっていますが、人材の育成などの点で問題点になってくるのではないか。実際に何%といったことはわかりませんが、大きな社会問題だと思うので、町として認識しているのかを聞きたい。

事務局：80 歳（親）50 歳（引きこもりの子）の問題については、対策の取組みが必要と考えているので、他の分野で書き込めるところがあるか考えたい。

総合計画では全体を見通した形で、人材育成という形をとっています。総合計画には基本計画のもとに実施計画がつくられます。実施計画の中には、過疎計画に載せる事業も入ります。総計実施計画だけに載せるのか、実施計画と過疎計画にも載せるのか、関係部局に相談したいと思います。

会長：過疎計画に入れるかどうかは今後（関係部局と）協議するが、町としては、引きこもり対策は取り組んできたいということです。

<事業アイデア>

会長：資料 2 にあるように、総合計画の各分野と総合戦略から、(p5) 過疎計画の 12 項目

に取組み・事業計画をあげているので、何か抜けがないか、また新たに取り組んでもらいたい事業がないか意見があれば、この機会に出してもらいたいと思います。新規事業というのは難しいと思いますが、過疎対策に向けてこういうことをすれば、利便性がよく、定住意識が高まり、企業が来て、また働きやすい環境、住みやすい環境づくりに結びつくという、事業アイデアがあれば発言願います。

委員：ドローンは法律的に規制があると思いますが、これから需要が高まり、農薬散布や橋の点検などに利用できる。ドローンの技術を教える学校を誘致することができないかと思います。

望海坂はせっかく造成されたのに、バスの利便性がよくない。淡輪駅は普通車しか停まらないので不便ということもあり、バスの利便性を上げることはできないかと思いません。急行が止まる駅のほうが便利が良く、和歌山市にふじと台ができて急行が停まり、通勤の人はそちらに住むのではないかと思います。

会長：一つは、ドローン技術などの活用と各種学校の誘致、学校施設の土地利用の可能性について、もう一つは、利便性に関わるニュータウンの問題のご意見でした。

事務局：ドローンを飛ばす際には、電波的な問題があり、関西国際空港の管制の電波の干渉の関係で、関空に近い市町には規制がかかっており、ほとんどドローンが使えないようになっています。岬町は一部使用できない所がありますが、ほとんどの所が使用できる状況になっています。ドローンが使えるような整備や、ドローン関係の事業者に目を向けてもらえるような手続きを町で行えば、可能性はあると思います。実際にいきいきパークみさきでドローンを使った勉強会が行われており、利用者も徐々に増えています。

望海坂については、バスに関して交通利用の会議が別途あり、そちらで議論しています。実感としては、みさき公園周辺では新築の住宅が増えているようです。ふじと台は比較的地価が高く、岬町に新居を構える方も結構いるようです。町でも新築住宅の助成をしていますが、その申請を見ても、みさき公園の周辺に新築住宅を建てる、また中古住宅を買われる方も増えているようです。

会長：この会議の後、何かお気づきのことがあれば事務局に言ってもらいたいと思います。

本計画案については、会長預かりとしてパブリックコメントを実施し、策定に向けて進めていきたいと思います。

(5) 岬町過疎地域持続的発展計画(案)に係るパブリックコメントについて

会長：岬町過疎地域持続的発展計画(案)に係るパブリックコメントについて説明願います。

事務局：当会議終了後、すぐに反映できる意見については反映した計画案をもって、令和3年9月下旬から20日間程度パブリックコメントを実施します。パブリックコメント終了後、当会議での意見で反映が間に合わなかった意見とパブリックコメントでの意見を反映し最終案をまとめる予定です。

(6) その他

会長：何か全般について委員からご意見・ご質問がありますか。

委員：近隣の市町で過疎指定をされたところはあるのでしょうか。

事務局：大阪府内では、千早赤阪村だけでしたが、今年4月から岬町が指定され、大阪府下では千早赤阪村と岬町の2カ所となりました。和歌山県では、和歌山市を除くすべてが過疎指定を受けています。

委員：過疎指定を受けているところ同士が連携して、過疎という言葉の逆にいいイメージにできればいいと思ったのですが、和歌山県では少し難しいですね。

事務局：千早赤阪村とは緊密に連携をとっています。

委員：全体を通じて、NPOとの連携や支援について、例えば空家アドバイザーなどNPOの育成も含めて策があれば教えてもらいたいと思います。

事務局：NPOの認証等事務については、権限移譲により岬町で行っています。企画地方創生課がNPO設立の手続きなどの相談窓口となっています。

事務局：岬町としては、公民連携として企業との連携を進めているところです。株式会社官民連携事業研究所と連携して、町の課題解決に寄与する企業との連携に取り組んでいます。財政や人員不足、担い手不足が問題となる中で、企業の力を借りて公民連携で取り組んでいきたいと考えています。

会長：官民連携、産官学も含めていろいろなまちづくりに向けての取組みを進めてもらいたいと思います。

長時間にわたり、議論をいただきありがとうございます。これで第2回岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を閉会します。岬町過疎地域持続的発展計画に関する会議はこれで終了となります。また、要綱改正により本会議は岬町まちづくり総合戦略会議へと名称変更となります。